

投票所一覧表

地区	区	あなたの住んでいる所	投票所名
日章	第1	王子(北・中・南)、前永田、高見、高田、藤宮(北・南)、徳常、笠松(北・南)、北組(1・2)、中組(東・中・西)、南組	日章富田生活改善センター
	第2	永田(北・南)、上咄内、本村(北・南)、東町(南・東・南)、中町(1・2・3・4)、西町(1・2・3)、都築紡織	立田公民館
	第3	下咄内(南・北)、茨西(北・南)、新屋、土居、中須、開田、大学宿舎、日章寮、高専宿舎、切正寮、空港宿舎、合同宿舎	物部公民館
	第4	久枝(南・2、南、北、東1・2・3)、下島(南・東)	久枝公民館
大篠	第5	能開(東・南・北)、野田口、城陸、朝日町(南・北)、榎田町、稲吉(東・中・南)、西窪、新川	大篠小学校体育館
	第6	山崎、八木、丑井、関、竹中、新野々、住吉野、伊達野、大桶団地、南海学園、白銀荘	竹中公民館
	第7	篠原(東・南・北)、南小籠南	篠原中央公民館
	第8	明見	明見公民館
稲生	第9	立石、千田木、土居谷、衣笠、丸山、井川、千屋崎	稲生ふれあい館
	第10	中谷、林谷、西谷、小久保、芦ヶ谷、北地	小久保公民館
十市	第11	人形谷、系木橋上、錦城、栗山、東坪池、西坪池、札場(1・2・3・4)、緑ヶ丘(1・2・3田)	高専者多世代交流プラザ
	第12	剣尾、東組、国政、土居谷、西和	野口直治方倉庫
	第13	大小浜、八丁、阿戸、丸山	阿戸公民館
三和	第14	岡上、北組、中組、南組、寺山	片山公民館
	第15	上畑、室屋、土居、立石、馬橋、野尻、小田村、山口団地	三和公民館
	第16	東場、中ノ丁、細工所、八松	中ノ丁公民館
	第17	中田、本村、岩坂(北・南)	浜改田公民館
前浜免	第18	浜田	浜田公民館
	第19	西組、中組、寺家、久保、東組、浜森	寺家公民館
長岡	第20	里親	下田村公民館(下田村集会所)
	第21	東町、後免町(1・2・3・4田)	後免町公民館
	第22	西口、摩陣山	西山公民館
	第23	北陣山、南三島、北三島	南三島公民館
	第24	上天松、下末松、上甘枝、古市、折年	長岡東部公民館
	第25	1区、2区、3区(東・南)、中央団地、4区、東山町(1・2・3田)、幸町(1・2・3田)	中央第5集会所
	第26	5区、6区(北・南)、7区(東・南)	中央第1集会所
	第27	東崎東部、東崎西部、宇田、日吉町(1・2・3田)、駅前町(1・2・3・4田)	宇田公民館
国府	第28	西島、たちばな、折年団地、8区、小山団地、北小籠、南小籠、清風園、土佐希望の家	中央第4集会所
	第29	国分(北・南・中・西)、左右山(東・中・南)、北江(上・下・東)、国府寮	国府小学校
久礼田	第30	植田(北・南・西)	植田公民館
	第31	久礼田(南/上・下・石・中・中東・中南・南北・南東・南西)	久礼田体育館
	第32	植野(東・中・南・西)、傾石(北・中・南)	植野公民館
瓶岩	第33	穴崎、瓶岩、外山、才谷	瓶岩幼稚園
	第34	成合、天行寺	成合天行寺公民館
上倉	第35	白木谷(一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十)	白木谷公民館
	第36	(下・上)八京、丸山組	窪田喜見方庫
	第37	奈路(東・南・北)	奈路公民館
	第38	中谷、上倉	中谷公民館
	第39	桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川	黒滝公民館
岡豊	第40	笠ノ川(東・南・北)、八幡(東・南・北)	笠ノ川公民館
	第41	小蓮(東・南)、定林寺、菟本	定林寺公民館
	第42	蒲原、小蓮看護婦寮、蒲原医大宿舎、蒲原団地、蒲原住宅	蒲原公民館
野田	第43	中島(北・南・東)、常通寺島、江村、吉田、小籠、中島医大宿舎	中島消防屯所
	第44	上野田、下野田、西野田、西野田町(1・2・3・4田)	野田公民館
岩村	第45	包末、(北・南)金地	包末公民館
	第46	福船、堀ノ内、蔵福寺島	岩村公民館

新世紀 あなたが拓く この1票

4月11日は 高知県議会議員選挙の投票日

任期満了に伴う高知県議会議員選挙の投票が、4月11日に行われます。投票の受付は午前7時から午後8時まで(戒合・天行寺・中谷・上倉・桑ノ川・黒滝・大改野・中の川は、午後6時まで)です。今後の県政を託す大事な選挙です。

■投票できるのは
現在住んでいる場所で投票できるのは、次の皆さんです。
▼昭和54年4月12日までに生まれた人
▼平成11年1月1日までに南国市に転入届をし、引き続き住んでいる人
※今年3月26日以降に市内で住所を変わり、転居届を出された人は、前の住所の投票所に行ってください。

■投票所入場券を忘れずに
各世帯に投票所入場券を郵送します。投票日には、投票所入場券を持って、左表の投票所に行ってください。

■転出入をした人
▼平成10年12月11日以後に、南国市から県内の他の市町村へ転出し、転出先の選挙

人名簿に登録されていない人は、南国市で投票、または不在者投票ができます。
▼4月1日現在で選挙時登録を行いますので、平成11年1月2日以後に南国市に転入届を出した人は、南国市では投票できませんが、転入前の住所が県内であれば、前の住所で投票、または不在者投票ができます。
※転出入をした人が前の住所で投票するときは、現在も引き続き住んでいることの市町村長が発行する証明書がないと投票できません。

■不在者投票
投票日に次の理由で投票所に行けない人は、4月2日から4月10日までの間に不在者投票ができます。不在者投票は、午前8時30分から午後8時まで選挙管理委員会(市役所四階)で受け付けています。投票所入場券を持っておいでください。

▼投票区内外を問わず仕事をしている場合
▼なんらかの用務で投票区の区域外にいる場合
▼病気、けが、妊娠、身体の不

障害・産褥のため歩くのが難しい場合
▼監獄・少年院・老人ホームなどに収容、入所されている場合
※病院・老人ホームなどの場合は、施設で不在者投票ができる場所もありますので、それぞれの施設でお尋ねください。

■郵便によって投票できます
次のとおり、本人が申請し選挙管理委員会が郵便投票証明書と交付した人は、郵便で投票ができます。4月7日の午後5時までに、選挙管理委員会にある請求書に郵便投票証明書と添えて選挙管理委員会に投票用紙などの交付を申請してください。

告示以前でも請求できます。郵便事情などで遅れる場合もありますので、できるだけ早く請求してください。

▼身体障害者手帳に、両下肢または体幹の障害が1級から2級、心臓・腎臓・呼吸器の障害が1級から3級までの記載のある人
▼戦傷病手帳に、両下肢または体幹の障害が特別項症か

ら第2項症、心臓・腎臓・呼吸器の障害が特別項症から第3項症までの記載のある人
※郵便投票証明書の有効期限は交付の日から7年間です。有効期限が切れる人は、請求書に身体障害者手帳や戦傷病手帳などを添えて請求することができます。

■代理投票
身体障害者や字が書けない人も、投票所に行けば、投票所で補助者に代理記載をしてもらおうという方法で投票できます。不在者投票の場合も代理投票ができます。

■投票所が変わります
今回の選挙から次の地区の人は投票所が変わります。
▼第40投票区(笠ノ川、八幡)は、八幡公民館から笠ノ川公民館
▼第19投票区(西組・中組・寺家・久保・東組・兵衛)は高木正平方車庫から新築の寺家公民館に投票所が変わります。

※選挙についてのお問い合わせは、南国市選挙管理委員会(☎6571)まで